## 主 本件上告を棄却する。 上告費用を上告人の負担とする。 理 由

上告代理人は「原判決を破毀する。本件を東京地方裁判所え差戻す。」との判決を求め、その理由として、別紙上告理由書記載のとおり主張した。上告理由第一点に対する判断。

上告人が原審において、上告人の主張のように主張し、その立証として甲第一号訂の一、二を提出し、右甲第一号証の一にはその主張のような記載のあることはの主張のとおりであるが、右甲第一号証の一、二は訴外A宛に出された書面であり、右書証と証人Aの証言によつても上告人主張のような事実は必ずしも認めなければならないものでもない。かつ原判決はその事実の部において上告人が甲第一号証の一、二を提出し、証人Aの証言を援用した旨を記載し、その理由の部において上告人の主張を認めるに足る証明がたいと判示しているのであるから、甲第一号証の一、二と証人Aの証言を排斥したのであるといわなければならない故に、この点に関する上告人の主張は理由がない。上告理由第二点に対する判断。

上告人主張の本件家屋の明渡請求が権利の濫用でないことについては原判決が判示しているところであり、その判示している理由は正当であつて、上告人主張のように、権利の濫用であるとはとうてい解することができない。故に、上告人の主張は、結局独自の見解に立つて、原判決を非難しているに帰するから、採用することはできない。上告理由第三点に対する判断。

上告理由第四点に対する判断。

よって本件上告は理由がないから、民事訴訟法第四〇一条によって本件上告を棄却し、上告審での訴訟費用の負担について同法第九五条、第八九条を適用し、主文のように判決する。

(裁判長判事 柳川昌勝 判事 村松俊夫 判事 中村匡三)